

大阪府冷蔵倉庫協会規約

(附) 支部会規程

旅費規程

委員会規程

会費規程

入会金規程

大 阪 府 冷 蔵 倉 庫 協 会

〒541-0051 大阪市中央区備後町3丁目3番15号
(ニュー備後町ビル4F)

TEL 06 (6210) 3334
FAX 06 (6210) 3315

大阪府冷蔵倉庫協会規約

昭和 38 年 4 月 12 日	制	定
平成 19 年 5 月 16 日	改	定
平成 26 年 5 月 13 日	改	定
平成 28 年 5 月 10 日	改	定
平成 29 年 5 月 9 日	改	定
令和 6 年 5 月 9 日	改	定

- 第 1 条 本会は大阪府冷蔵倉庫協会と称し、(一社)日本冷蔵倉庫協会の会員として事務所を大阪に置く。
- 第 2 条 本会は業者相互の親睦を図り、斯業の発展を期すことを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 冷蔵倉庫業に関する調査、研究及び技術指導。
 2. 業者の相互連絡並びに、情報交換。
 3. 官庁との連絡を図り、その諮問に応じ、又は建議すること。
 4. 冷蔵倉庫業に関する外部諸機関との連絡提携。
 5. その他本会の目的達成のために必要な事業。

第 4 条 本会は大阪府内及び奈良県内、和歌山県内で冷蔵倉庫業を営む事業所の代表を以って組織し、地域ごと別に定める支部会を設ける。但し、第 6 条に定める会費を一年以上滞納の場合は理事会の決定をもって退会させることが出来る。

自家用冷蔵倉庫業者、冷蔵倉庫賃貸業者で入会希望がある場合、理事会の承認を得て準会員になることができる。

第 5 条 本会への加入・脱退は自由とする。

第 6 条 会員は別に定めるところにより、会費を負担する。

新入会員は別に定めるところにより、入会金を納付する。

準会員は別に定めるところにより、入会金、会費を負担する。

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 壱名

副会長 八名 以内

理事 二十名 以内

監事 弐名

会長、副会長は理事の互選による。

第 8 条 理事、監事は総会に於いて、会員中よりこれを選任する。

- 第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 副会長は会長を補佐し、会務の処理に当たる。
- 理事は理事会を組織し、総会提出議案及び重要な会務を審議決定する。
- 監事は本会の会計を監査する。
- 第 10 条 常務理事は常務理事会を組織し、次の所掌事項を審議決定する。
- (イ) 庶務に関する事項
 - (ロ) 事業・会計に関する事項
 - (ハ) 広報及び調査・統計に関する事項
- (二) その他会長の委嘱する事項
- 第 11 条 役員の任期は二ヶ年とする。但し、再選を妨げない。
- 役員が任期途中、転勤、その他やむを得ない場合は、同一企業の者が残任期間を引き継ぐものとする。
- 第 12 条 総会は、毎年一回、5月に定時総会を、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。
- 総会は会長がこれを召集し、その議長となる。
- 第 13 条 総会の議決は、出席会員の過半数を以てこれを決する。

第14条 次に掲げる事項は、総会に附議しなければならない。

1. 収支予算並びに会費の賦課及び徴収方法
2. 収支決算の承認
3. 規約の変更
4. 其の他特に重要な事項

第15条 本会に第3条の事業を達成するため委員会を設ける。

委員会の構成・運営等については別に定める委員会規程によるものとする。

第16条 本会の経費は会費、寄附金其の他の収入を以ってこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 本会に顧問、相談役を置くことが出来る。

顧問・相談役は総会に於いて、これを推薦する。

以上

旅 費 規 程

平成 26 年 5 月 13 日 制 定

- 第 1 条 協会の用務による出張旅費については、交通費・宿泊費は実費精算とし、日当は支給しないものとする。
- 第 2 条 (一社)日本冷蔵倉庫協会 事業功労表彰についての受賞者の旅費は協会負担とし、精算は一律 30 千円とする。

以 上

支 部 会 規 程

平成 19 年 5 月 16 日 制 定
平成 27 年 5 月 12 日 改 定
令和 6 年 5 月 9 日 改 定

- 第 1 条 支部会は大阪府冷蔵倉庫協会の全会員事業所の代表あるいはその代理人によって組織し、地域の諸課題、本協会よりの伝達・依頼事項及び本協会への要望等を協議し、本協会の目的の為に活動する。
- 第 2 条 支部会は北支部、南支部、和歌山支部の 3 支部とする。
3 支部の地域割は理事会に於いてこれを決定する。
- 第 3 条 支部会を組織する支部会員はその事業所の所在する第 2 条の支部に各々所属する。
- 第 4 条 各支部会は支部長 1 名、副支部長 1 名、幹事若干名を支部会員による互選で選出し、会務を主導させる。各支部役員の任期は本協会の役員に準ずる。
支部長は本協会の理事として理事会に出席し、その議事内容を支部会員に伝達・周知させる。又 支部会員の要望・意見を理事会に上程する。

第 5 条 支部会は原則年 6 回以上開催し、その具体的活動内容は各支部会毎に協議、決定する。

合同支部会、支部会内の地区分会、他府県地域部会との交流等広範な活動を認める。

但し、海外との交流については理事会の承認を必要とする。

第 6 条 支部会の運営費は本協会より、理事会で承認した一定の範囲でこれを支給する。

但し、アルコール類、遊興費については各自、各事業所の負担とする。

以 上

委 員 会 規 程

昭和 61 年 5 月 29 日 制 定
平成 19 年 5 月 16 日 改 定

第 1 条 (委員会の任務)

委員会はその委員会の所属する事項につき企画・調査・研究及び審議を行うものとする。

第 2 条 (委員会の種類・構成)

委員会は企画・業務、環境安全の 2 委員会とし、各委員会の所掌事項・構成は別に定めるところによる。

第 3 条 (委員長・副委員長)

委員長は委員のうちから会長が指名する。

副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

第 4 条 (専門委員会)

委員長が必要と認めた時は委員会に専門委員会を設けることが出来る。

第 5 条 (専門委員長・副委員長)

専門委員長・副委員長は専門委員のうちから委員長が指名する。

第 6 条 (部 会)

委員長が必要と認めた時は委員会に部会を設けることが出来る。

第 7 条 (部会長・副部会長)

部会長は部会員のうちから委員長が指名する。

副部会長は部会員のうちから部会長が指名する。

第 8 条 (委員長・副委員長・専門委員長・副委員長・部会長・副部会長の任期)

大冷倉協役員改選期までとする。但し再任を妨げない。

補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 (委員会・専門委員会・部会)

委員長・専門委員長・部会長が必要と認めた時は、夫々の各長が召集し、開催する。

会長・副会長は隨時会議に出席することが出来る。

第 10 条 (報 告)

委員長は必要に応じ、理事会・総会開催時にその委員会の状況を報告するものとする。

第 2 条に基づく委員会の所掌及び構成

1. 企画・業務委員会 (1) 所掌事項 (イ) 経営に関する事項

- (ロ) 労務に関する事項
- (ハ) 教育講習に関する事項
- (ニ) 流通の合理化対策に関する事項
- (ホ) 冷蔵倉庫需給に関する事項
- (ヘ) 倉庫ビジョンに関する事項
- (ト) その他会長の委嘱する事項

(2) 構成
・ 担当副会長 2名 (会長指名)
支部長・副支部長及び担当理事 5名 (会長指名)
会長指名若干名

2. 環境安全委員会 (1) 所掌事項
(イ) 技術及び技術指導に関する事項
(ロ) 省力化に関する事項
(ハ) 電力に関する事項
(ニ) 保安に関する事項
(ホ) その他会長の委嘱する事項

(2) 構成
・ 会長指名 若干名

以 上

会 費 規 程

平成 19 年 5 月 16 日	改	定
平成 24 年 5 月 15 日	改	定
平成 29 年 5 月 9 日	改	定
令和 6 年 5 月 9 日	改	定

第 1 条 会費は設備割及び均等割とし、第 14 条第 1 項の規定によって賦課する。

第 2 条 会費は次の割合により毎年 6 月、及び 9 月に徴収する。

設備割 1 立方米に付 (年額) 9 円、 準会員 1 立方米に付 (年額) 1 円

但し、設備割会費は国土交通大臣、近畿運輸局長への届出容積を基準とし
毎年 4 月 1 日現在の設備能力 (容積) により計算する。

但し、新規加入会員、新規加入準会員は入会月より月割り計算とする。

均等割は一事業所当たり年額金六萬円とする。準会員についても同額とする。

第 3 条 会員が年度経過中に脱会した場合、既に受け入れた会費は、これを返還しないものと
する。

入会金規程

昭和 47 年 5 月 25 日 制 定
令和 6 年 5 月 9 日 改 定

第 1 条 規約第 5 条により新入会員は入会時に入会金を納付しなければならない。

第 2 条 入会金は定額とし金貳萬円とする。準会員についても同額とする。

第 3 条 入会金は会員が脱会する場合返還しないものとする。

以 上